

第 208 回 奥出雲町農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和 4 年 4 月 22 日(金) 午前 9 時 ～ 午前 10 時 30 分

2. 場 所 奥出雲町役場 仁多庁舎4階 大会議室

3. 出席委員 (17名)※新型コロナウイルス感染症対応のため農業委員のみの出席とする

2 番 中 林 孝	3 番 立 石 覚	4 番 若 槻 隆 季	5 番 大 坂 茂
6 番 足 立 信 子	7 番 古 田 川 光 彦	8 番 内 田 吉 彦	9 番 藤 原 康 正
10 番 石 原 隆 幸	11 番 石 原 敬 士	12 番 松 原 武 雄	13 番 磯 田 光 徳
14 番 藤 原 功	15 番 宇 田 川 光 好	16 番 安 部 備 造	17 番 勝 部 定 次
18 番 金 倉 弘 美			

4. 事務局又は説明者

農 業 委 員 会 事 務 局 長 補 佐 福 田 貴 美 子

5. 欠席委員 (1 名)

1 番 高 橋 委 員

6. 議事日程

日程第 1 号 議事録署名委員の指名

日程第 2 号 報告第 1 号 公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出について

報告第 2 号 農地の合意解約に関する届出について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について

議案第 3 号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定 ・ 一括方式)

議案第 4 号 農地利用集積計画の承認について (利用権設定)

その他

7. 議事

発信者	議事要旨
議長	ただいまより、奥出雲町農業委員会第208回総会を開催いたします。議事に入ります前に、奥出雲町農業委員会会議規則第8条の定めにより、本日の出欠者の報告をいたします。本日の欠席者は1名。出席者は18名中17名。過半数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。 次に、奥出雲町農業委員会会議規則第25条第3号の定めにより議事録署名者の指名を行います。本日の議事録署名委員は、11番 石原委員、12番 松原委員をお願いいたします。 本日上程いたします議題は日程のとおりであります。報告第 1 号を日程1としその他を日程7とし、順次行います。 それでは議事に入ります。報告第1号、公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	報告第1号、「公共工事の施工に伴う廃土処理に係る届出」について、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年4月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 768㎡他で計3, 887㎡。所有者氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、工事発注者、奥出雲町、所在地、奥出雲町三成358番地 1、請負業者 △△△△、所在地 ●●●●番、着工時期 令和4年3月24日 完了時期 令和4年11月30日、工事名 町道■線道路(新設)工事、廃土量 3, 500㎡。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑承認等はいりません。 次、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による届出について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	報告第2号、農地法第18条第6項の規定により、下記の届出について受理したことをここに報告する。令和4年4月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積936㎡他で計7, 222㎡。賃貸人 氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人 氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和4年3月19日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年3月19日。解約の理由、双方の合意による。 番号2、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 832㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和4年4月1日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年4月1日。解約の理由、双方の合意による。 番号3、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 173㎡他で計2, 403㎡。賃貸人氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和4年4月1日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年4月1日。解約の理由、双方の合意による。 番号4、農地の所在 □□□□番。地目は登記簿/現況ともに田。面積906㎡。賃貸人氏名 ○

事務局	〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番。賃借人氏名 △△△△、住所 ●●●●番。解約届出日 令和4年3月11日。解約成立日、土地引渡時期、いずれも令和4年3月11日。解約の理由、双方の合意による。 以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。報告事項ですので質疑承認等はいりません。 次、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局説明してください。
事務局	議案第1号、農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。令和4年4月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積は936㎡他で計7,222㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 △△△△、住所 ●●●●番、権利取得後の経営面積は、532.5aです。申請理由は、所有権の移転。資料は、議案書と一緒に最後のほうに、ホチキスで止めております。資料1に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。赤で囲った部分が申請地です。 番号2、農地の所在 □□□□番、地目は登記簿/現況ともに畑。面積は269㎡。権利種別、3条無償移転。譲渡人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。申請事由は、所有権の移転。譲受人氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、権利取得後の経営面積は、82.5aです。申請理由は、所有権の移転。資料2に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。赤い丸の部分が申請地です。 これらの案件につきましては、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれます。従って、農地法第3条第2項の不許可要件各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第1号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。11番石原委員。
11番	番号1について、11番石原が補足説明させていただきます。先ほど報告事項にございました解約案件でございますが、所在地について説明させていただきます。□□□□地区の■ ■ ■ ■になります。□□□□にあるのが5筆の農地でございます。〇〇〇〇さんについては転出され家も譲られたということで、今回話がまとまって田圃についても△△△△さんに譲るということで長年作ってこられましたので無償ということです。以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。

議長	挙手全員、よって議案第1号番号1について可とすることに決しました。 次、議案第1号番号2について担当委員の補足説明をお願いいたします。8番内田委員。
8番	番号2について、8番内田が補足説明させていただきます。 場所は□□□□の■■■■自治会という所になります。□□□□の農業用地でございます。〇〇〇〇さんは、▲▲▲▲の方へお出かけになっておりまして耕作が出来ないということで誰かおられないかということだったんですが、たまたま隣の場所を同じ■■■■自治会の△△△△さんが作っておられて、お願いできないかとお話がありこの度〇〇〇〇さんから△△△△さんへ無償でお渡しするということになりました。何ら問題は無いと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第1号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 可とすることに異議ございませんか。 (はいの声) 可とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第1号番号2について可とすることに決しました。 次、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第2号、農地法第4条第1項の規定により、下記農地の申請があったので意見を求める。令和4年4月22日提出、奥出雲町農業委員会会長。 番号1、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積10㎡。申請人氏名 〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。転用目的は墓地。施設等、墓地。転用理由は、現在の墓地は離れた場所にあり、管理が困難なので申請地に新設したい。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。資料3に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。赤い四角の部分です。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに畑。面積166㎡。申請人氏名 〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。転用目的は露天駐車場。施設等、駐車場。転用理由は、ほかに代替え地がないため申請地に新設したい。除地については、県の同意を得て、令和4年2月10日に公告されています。資料4に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。左の赤で着色している部分です。 番号3、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積743㎡。申請人氏名 〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。転用目的は住宅用宅地。施設等、住宅用地。転用理由は、申請人及びその家族らにて利用する木造平屋兼居宅1棟及びカーポート1棟を新設したい。除地については、県の同意を得て、令和3年10月4日に公告されています。資料5に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。左の赤で囲んだ部分です。 番号4、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/田、現況/宅地。面積14㎡。申請人氏名 〇〇〇〇。住所 ▲▲▲▲番。職業、■■■■。転用目的は宅地。施設等、ブロック塀。転用理由は、道路と庭の境界塀を設けた。追認です。顛末書を読みます。除地については、県の同意を得て、令和4年2月10日に公告されています。資料6に住宅地図を載せておりますので、参考にご覧ください。右側 赤で着色してある部分です。

事務局	番号1. 2. 4につきましては、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産力の低い農地であることから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、農地法第4条第6項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない」場合に該当するものと考えます。 番号3につきましては、□□□□番の筆については、平成7年から平成17年において、□□□□地区県営ほ場整備事業が実施されていることから、第1種農地と判断しました。許可条項は、農地法施行規則第33条第1項第4号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」に該当するものと考えます。奥出雲町土地改良区に許可申請に係る確認を行ったところ、「転用申請地一帯は、□□□□地区県営ほ場整備事業の受益地として営農が実施されています。今回の転用申請については、周辺農地の道路・水路に影響が無く営農上の影響が少ないこと、工事完了公告後8年を経過していることなどの状況を判断して、転用は止むを得ないものと認めます」との意見でした。また、本日承認をいただきました場合、第1種農地ですので、来月の県の常設審議委員会に諮問することになります。そちらで承認後、転用許可となります。 ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第2号番号1について担当委員の補足説明をお願いいたします。17番勝部委員。
17番	番号1について、17番勝部が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんは□□□□の住民でございます。現在の墓地は少し遠くにありまして急な坂道を登っていかなくてはならず管理が行き届かないという理由で家の近くに移転したいとの申請であります。移転の場所ですが、■■■■■に申請地の田圃がありまして現在は畑として利用されています。〇〇〇〇さん宅のすぐ近くで、申請地の周りは〇〇〇〇さんの所有地ばかりでございます。他に迷惑のかかることは無いと考えます。確認いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号1について承認することに決しました。 次、議案第2号番号2について、担当委員の補足説明をお願いいたします。14番藤原委員。
14番	番号2について、14番藤原が補足説明させていただきます。この場所は□□□□地区■■■■■地内にありまして、■■■■■自治会館がありまして、その横に隣接した畑でございます。今回駐車場として使用されるということで近隣には影響が無いと思われますのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声)

議長	承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号2について承認することに決しました。 次、議案第2号番号3、4について担当委員の補足説明をお願いいたします。17番勝部委員。
17番	番号3、4について、17番勝部が補足説明させていただきます。番号3の〇〇〇〇さんにつきましては農地を宅地に転用したいとの申請です。申請地の場所ですが△△△△さんの水田がありまして、その隣の水田になります。確認したところ家庭用廃水は公共下水道へ放流するようにしているということでございます。雨水等については近くに水路がありそこに放流するということでございますが、これについては関係者との協議の上承諾を頂いているということです。近所に悪影響を及ぼすことは無いと確認いたしました。 それから番号4の〇〇〇〇さんですが、令和3年11月第203回の総会において水田を駐車場にするという申請があり許可を頂いた所の隣の土地が今回の申請地です。申請地は□□□□の■■■■集落の中ほどにあり、□□□□へ行った所です。203回の総会で許可になった土地を登記しようとしたところ、これが漏れていたということがわかり今回の申請に至ったところでございます。家を新築するときに先代の方がブロック塀を造られたということで顛末書の通りでございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第2号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号3について承認することに決しました。 続いて議案第2号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第2号番号4について承認することに決しました。 次、議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(一括方式)を上程いたします。事務局説明して下さい。
事務局	議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和4年4月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 農地中間管理機構((公)しまね農業振興公社)を介して行う(一括方式)農地利用集積について利用権の設定を受ける者ごとにご説明します。 番号1～3は、△△△△。 番号1、農地の所在 □□□□番、外6筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,816㎡他で計11,312㎡です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的

事務局	は田、期間は10年8ヵ月、賃貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積544㎡他で計5,129㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田、期間は10年8ヵ月、賃貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2,202㎡です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番です。利用目的は田、期間は10年8ヵ月、賃貸借です。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。議案第3号番号1について、担当委員の補足説明をお願いいたします。16番安部委員。
16番	番号1について、16番安部が補足説明させていただきます。場所でございますが■■■■地内ということでございます。□□□□に○○○○さんの田圃がありまして、先ほども説明がありましたように△△△△さんが新しく作られるということです。○○○○さんは現在一人で生活しておられる状態でして作れないということで△△△△さんが受けて作るということです。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号1について承認することに決しました。 次、議案第3号番号2番号3について、担当委員の補足説明をお願いいたします。7番古田川委員。
7番	7番古田川が補足説明させていただきます。まず番号2の○○○○さんのところですが、□□□□に○○○○さんのお宅があります。その自宅を中心に道の上、道の下に5筆の圃場が点在しております。○○○○さんは時々家の方に帰られますが定住ではないので今回△△△△さんをお願いするというものでございます。番号3の○○○○さんは番号2の○○○○さんより□□□□になりますがすぐ近くでございます。番号3の○○○○さんの田圃は■■■■で1筆離れたところですが番号2の○○○○さんとくっついております。番号3の○○○○さんも定住しておられません。住所はあって時々帰られますが△△△△さんが引き受けるということでございます。いずれも妥当であると思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第3号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。
15番	借地料が、利用権を設定する人と受ける人両方書いてあるものと利用権の設定を受ける方の借地料が書いてないものがありますが、その訳を両方説明をお願いします。

議長	番号2の〇〇〇〇さんと△△△△さんの両方に玄米45kgが書いてありますが、これはどちらか抹消ですね。
事務局	システム的にこういった数字が入ってしまっていると思われますが、設定する者の側の番号1、2、3の金額や玄米といったところが無しということで、△△△△さん側の欄に金額等が入ってきます。大変失礼いたしました。
15番	番号2は△△△△さん側の方に玄米45kgを書くのですか。
事務局	そうです。7ページには入っておりまして引き続き8ページには記入が漏れております。ご記入をお願いしたいと思います。確認いたしまして次回から修正させていただきます。
議長	それでは番号2について承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号2について承認することに決しました。 議案第3号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第3号番号3について承認することに決しました。 次、議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を上程いたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める」令和4年4月22日提出 奥出雲町農業委員会 会長。 番号1から3までは、借り受け人が、「△△△△」で同一ですので、貸し人のみ説明します。 番号1、農地の所在 □□□□番、外7筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 837㎡他で9, 975㎡、内容は新規です。利用権の設定をする者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、利用権設定後の経営面積は御覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、使用貸借です。 番号2、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 421㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名、 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、使用貸借です。 番号3、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 892㎡他で計4, 305㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 〇〇〇〇、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権設定後の経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、使用貸借です。

事務局	番号4、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 636㎡他で計6, 223㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は4年、賃貸借です。 番号5、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 765㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積129. 8aです。利用目的は田、期間は1年9か月、使用貸借です。 番号6、農地の所在 □□□□番、外4筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 363㎡他で計6, 233㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権設定を受けるものの氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は403. 8aです。利用目的は田、期間は5年9か月、賃貸借です。 番号7から14までは、借り受け人が、「△△△△」で同一ですので、貸し人のみ説明します。 番号7、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 203㎡他で9, 811㎡。内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。 番号8、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積498㎡他で計3, 153㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。 番号9、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 724㎡他で2, 394㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。 番号10、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積2, 164㎡、他で計7, 544㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。 番号11、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1, 753㎡、ほかで5, 792㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。 番号12、農地の所在 □□□□番、1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1, 412㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。 番号13、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積816㎡、ほかで2, 243㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。 番号14、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目、登記簿、現況ともに田。面積1, 075㎡、他で計3, 376㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用目的は、田、期間は3年、賃貸借です。 番号15、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目、登記簿、現況ともに、田。面積1, 901㎡他で3, 161㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利
-----	---

事務局	用権設定後の経営面積はごらんのとおりです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。 番号16、農地の所在 □□□□番、外2筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 691㎡他で8, 768㎡、内容は新規です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積は1, 423. 2aです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。議案の賃借料のところが10, 000円というのが漏れておりましたのでご記入をお願いします。 番号17、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 384㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。 番号18、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 654㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。 番号19、農地の所在 □□□□番、外1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積1, 075㎡他で3, 749㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。 番号20、農地の所在 □□□□番、外5筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積994㎡他で計5, 417㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は5年、賃貸借です。 番号21、農地の所在 □□□□番、1筆。地目は登記簿/現況ともに田。面積2, 244㎡、内容は更新です。利用権を設定する者の氏名 ○○○○、住所 ▲▲▲▲番、経営面積はご覧のとおりです。利用権の設定を受ける者の氏名 △△△△、住所 ●●●●番、利用権設定後の経営面積はご覧の通りです。利用目的は田、期間は3年、賃貸借です。 以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、農用地の全てを効率的に利用して耕作すること、農作業に常時従事すること」の要件を満たしているものと考えます。 以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。次、番号1、2、3については受け手が同じですので続けて補足説明をお願いします。15番宇田川委員。
15番	15番宇田川が番号1、2、3について補足説明いたします。まず番号1ですが、□□□□番については■●●●地内へ入りまして□□□□の田圃でございます。その次はそれより少し下がって谷の方へ入った田圃でございます。出し手の○○○○さんですが、子どもさんが□□□□で亡くなられて農地を貸しに出されるということで、ご承知のとおり最近△△△△さんが頑張っておられて引き継ぐということでございます。使用貸借で契約がなされております。番号2でございますが、■●●●の□□□□の一番上でございます。これも地元ということで△△△△さんが作るということでございます。使用貸借ということでございます。番号3ですが、■●●●地内の□□□□自治会という所でございまして、以前一人暮らしの○○○○さんが作っておられましたが亡くなられて後継者の方が■●●●県におられますが名前だけでございまして、これも△△△△さんが作ってやるということで使用貸借で始められるということでございます。△△△△さん、頑張っておら

事務局	れますのでご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	補足説明が終わりました。議案第4号番号1について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 議案第4号番号2について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 議案第4号番号3について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 番号1から番号3について一括承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号1、番号2、番号3について承認することに決しました。 次、議案第4号番号4について担当委員の補足説明をお願いいたします。11番石原委員。
11番	番号4について、11番石原が補足説明させていただきます。所在ですが□□□□自治会■■■■に3つの田圃が並んでおります。長年、賃貸借で耕作をされており、今回も更新ということで。これまでも△△△△さんは良好な管理をされております。何ら問題は無いと思います。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号4について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 番号4について承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号4について承認することに決しました。 次、番号5について担当委員の補足説明をお願いします。12番松原委員
12番	番号5について12番松原が補足説明いたします。〇〇〇〇さんと△△△△さんは隣合わせでして、□□□□から言いますと西側になります。〇〇〇〇さんは▲▲▲▲におられまして、30年くらいは経つと思いますが家もございません。田圃だけが残っておりましてその一部を△△△△さんがこの一年間くらい作っておられるということで何の問題も無いと思います。ご審議のほどよろしく願います。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号5について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号5について承認することに決しました。

議長	次、議案第4号番号6について担当委員の補足説明をお願いいたします。8番内田委員。
8番	番号6について、8番内田が補足説明させていただきます。 場所は□□□□の■■■■自治会の中にございまして、○○○○さんの住所は▲▲▲▲になっておりますが現在お住まいは□□□□の方でして、ただ土日には帰ってこられますがなかなか田圃の管理も出来ないということで近所の△△△△さんに作ってもらえないだろうかとお話になりまして、今回新規で契約されました。△△△△さんは農業委員でもありますし、他の所でもいろいろと耕作されて何の問題も無いと考えますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号6について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号6について承認することに決しました。 次、議案第4号番号7から番号14について、受け手が同じでございますので続けて担当委員の補足説明をお願いいたします。4番若槻委員。
4番	番号7から番号14について、4番若槻が補足説明させていただきます。△△△△さんは■■■■自治会の方で認定農業士の方であります。今回承認いただく圃場は全て■■■■自治会にあり、良く管理されております。今のこの季節は芝桜が本当に綺麗に咲いております。再設定ですのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号7から番号14について一括質疑、承認に入りたいと思います。 意義ございませんか (はいの声) 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号7、8、9、10、11、12、13、14について承認することに決しました。 次、議案第4号番号15について、担当委員の補足説明をお願いいたします。4番若槻委員。
4番	番号15について、4番若槻が補足説明させていただきます。○○○○さん△△△△さんともに■■■■自治会の方でございます。△△△△さんは認定農業士の方でございます。圃場の場所ですが、□□□□にあります2枚が○○○○さんの圃場になります。再設定ですのでご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号15について質疑に入ります。

議長	質疑ございませんか。
15番	賃借料が1反90kgとなっていますが間違いありませんか。
議長	若槻委員わかりますか。
4番	そのところは契約書を見ていただかないとわかりません。
議長	事務局わかりますか。
事務局	手元に書類を用意しておりませんので確認させていただきたいと思いますがよろしいでしょうか。
議長	はい。よろしいです。 では承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号15について承認することに決しました。 次、議案第4号番号16について、担当委員の補足説明をお願いいたします。16番安部委員。
16番	番号16について、16番安部が補足説明させていただきます。場所でございますが、■■■■地内です。新規で△△△△さんが作られるということです。△△△△さんは認定農業士でもありますし、■■■■地内の大半の田圃を耕作されている状態です。常に適切な管理をされており、新規ではございますが適切に管理されると思っております。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号16について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号16について承認することに決しました。 次、議案第4号番号17から19について、受け手が同じですので担当委員の一括補足説明をお願いいたします。14番藤原委員。
14番	番号17から19について、14番藤原が補足説明させていただきます。場所は、□□□□地区■■■■地内にありまして、△△△△さんの作業場があり、その周りに点在している圃場です。番号17の○○○○さんの圃場は△△△△さんの作業場の手前左側にあります。番号18の○○○○さんの圃場は□□□□に1つ、番号19の○○○○さんの圃場は□□□□方面側で、いずれも作業場から500メートル以内にあり管理も良好な状態にありまして問題無いと思われまふ。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
14番	

議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号17、18、19について一括質疑承認したいと思います。 ご異議ございませんか。 (はいの声) 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号17、18、19について承認することに決しました。 次、議案第4号番号20について、担当委員の補足説明をお願いいたします。2番中林委員。
2番	番号20について、高橋委員が欠席でございますので2番中林が代わって補足説明させていただきます。〇〇〇〇さん、△△△△さんは□□□□自治会の方でございます。〇〇〇〇さんは現在■■■■にお住まいですが自宅だけです。□□□□に点在している6つの田圃でございます。今までも△△△△さんが作っておられまして別に問題は無いと思います。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号20について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号20について承認することに決しました。 次、議案第4号番号21について、担当委員の補足説明をお願いいたします。7番古田川委員。
7番	番号21について、7番古田川が補足説明させていただきます。〇〇〇〇さんの田圃ですが、■■■■地内を北部に上がった所に〇〇〇〇さんの自宅がありますし、その下側に田圃がございます。これまでも△△△△さんがきちんと耕作されておりますので再設定も妥当だと考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。
議長	担当委員の補足説明が終わりました。議案第4号番号21について質疑に入ります。 質疑ございませんか。 (はいの声) 承認することに異議ございませんか。 (はいの声) 承認することに賛成の委員の挙手をお願いいたします。 挙手全員、よって議案第4号番号21について承認することに決しました。 次、その他について、事務局お願いいたします。
事務局	先ほどのご質問の議案第4号15番について補足の説明をさせていただきます。申請頂いている

	書類を確認しましたところ、25a当たりと書いてありましたので訂正させていただきます。25a当たり90kgと訂正させていただきます。お願いいたします。
議長	宇田川委員さんよろしいですか。
15番	はい。
13番	これまで借り手貸し手に年齢が記入されていたと思いますが、今回書いてないのは何か理由がありますか。
議長	今まで年齢が載っておりましたが今回落ちております。これは間違いですね。来月から載せて下さい。
事務局	わかりました。失礼しました。 続いて事務局より連絡させていただきます。農業者年金の加入推進部長を引き続き勝部副会長さんをお願いいたしましたのでご報告いたします。 新聞記事のコピーA4、1枚を配布させていただいております。これについては金倉会長さんよりご説明をお願いしたいと思います。
会長	資料をつけておりますが、これは新規就農時や就農前に使える農林水産省の事業ということで新聞に載っておりましたので添付しております。1千万円とか、かなり大きな金額が出るようになっておりますので読んで理解をしながら新規就農者の獲得に努めてもらいたいと思います。
事務局	配布物、その他について説明 (農地機構だより、活動の記録セット、農業委員会総会の会場変更可能性について) 以上で総会を終わります。次回の農業委員会総会は5月25日(水)の予定です。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長 18番 ⑩

議事録署名委員 11番 ⑩

議事録署名委員 12番 ⑩